

法教育センター

——東弁の特色ある取り組み——

昨今、「法教育」という言葉をよく耳にする。最高裁、法務省、弁護士会という法曹三者の枠にとどまらず、文部科学省や地方自治体も連携して「法教育」を普及させる取り組みが始まっている。

では、そもそも「法教育」とはなにか。「法」と「教育」の合成語であることから、「法」を「教育」することであろう、と漠然とイメージすることができるが、具体的には、どんな目的で、どんな内容でなされているのか。

本会には、「法教育」センターが設置されており、その運営にあたる法教育センター運営委員会の活動は活発である。とりわけ若手会員が熱心に

取り組んでいる。その原因はなにか。

そこで、今回の特集は法教育センターを取り上げ、本会が取り組む「法教育」を紹介する。より多くの会員が「法教育」に興味をもち、あらたに法教育センター運営委員会の委員に就任したいと思っていただければ幸いである。

CONTENTS

法教育センター運営委員会の概要

活動報告-1 刑事模擬裁判

活動報告-2 裁判傍聴会

活動報告-3 ルールづくりPT

活動報告-4 「小学五年生」PT

法教育センター運営委員会の概要

法教育センター運営委員会委員長
豊崎 寿昌（48期）



若い！楽しい！肩が凝らない!? 委員会

法教育センター運営委員会は、私のような（弁護士会的には）若輩者（48期）が委員長を務めていることからわかるとおり、非常に若い期の会員の多い委員会である。2007年11月現在、74名の委員のうち、50期代以降が53名を占めており、委員の期の平均値（そんな統計あるのか?）は52.1期。東京弁護士会では新進会員活動委員会に次ぐ若さ（?）を誇っている。このため副委員長も、5名中3名は50期代である。

このように期の若い会員が委員の中心となっている理由は、実際の活動が若手委員にとって「楽しい」

「肩の凝らない」ものであるからと思われる。

当委員会では、現在①出張模擬裁判指導 ②裁判傍聴引率・解説 ③職場訪問等の対応 ④「ルールづくり」等その他の新しい活動などが定期的に行なわれている。また、季節的なイベントとして、⑤ジュニアロースクール（サマースクール）⑥冬休み・春休み裁判傍聴会などがある。いずれも中高校生向けがメインの企画であり、明日の日本を担っていく後輩たちと、生で触れあえるところが、若手会員にとって魅力だと言える。また、新たな法教育の教材作りなどを目的として、いくつかのプロジェクトチームが作られており、部会制ではないので、委員は興味のある分野にいくつでも参加可能である。

変転を極めた？委員会の沿革

このように大人気の当委員会だが、独立した委員会としての歴史は浅く、発足したのは3年前、私もまだ3代目の委員長ということになる。そこで、委員会の前身に遡って少々沿革を述べてみたい。

当委員会の前身は、広報委員会の一部会である見学部会であった。最初に行なわれていた活動は、弁護士会の広報活動の一環としての、裁判傍聴の引率活動(②)であり、1990年代前半ころに始まったようである。裁判所を「見学」に行くので、見学部会という名前になったと思われる。

一方、現在当委員会の中核的活動のひとつとなった①出張模擬裁判指導は、当初、東京弁護士会の一会派のボランティア的活動として1995年に始まったものであり、これを見学部会が吸収する形で1998年に統合した。

その後、2002年に担当副会長の肝いりで、部会名が「法教育部会」と改められ、さらに2005年4月より、広報委員会から独立し、新たな委員会として現在の形へと踏み出した。

「法教育」って何？

当初の「見学部会」のころは、まだ世間に「法教育」という言葉もない時代であった。その後、米国のLAW-RELATED-EDUCATIONという概念が日本に紹介され、日弁連に市民のための法教育委員会が設置され、また法務省でも法教育研究会が設置されるなどして、法教育に関する理論的な研究が進展した。

現在、法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている

価値を理解し、法的なものの考え方を理解するための教育」などと定義されている。「法的なものの考え方」を重視する点で、制度の理解を重視する「司法教育」とは少し異なる。

しかし、前述のように、当委員会は、沿革からして、肩の凝る理屈が先にあった委員会ではない。弁護士会としての広報活動から出発し、弁護士とともに法的なものの見方・考え方を身につけてもらえる企画を考え、実行することの楽しさから続いてきた「行動先行型」の委員会であり、これからもこの特色を受け継いでいきたい。

まずはサポーターから

最近、法教育という言葉の普及とともに、中学校、高校や教育委員会から受ける依頼の数も増加する一方であり、企画を担う弁護士の数はいくら多くてもよい状況である。この点、当委員会は、見学部会の時代から、①出張模擬裁判や②裁判傍聴引率に、委員以外の「協力弁護士名簿」という制度を設けている。これは、正規の委員でなくとも、この名簿に登録していただければ、裁判傍聴や模擬裁判の機会に担当者となっていただけの制度であり「興味はあるが、いきなり委員になるのはちょっと…」という会員の方にもお気軽に参加いただける制度になっている。実際、現在委員になっている会員の中には、過去にこの協力弁護士だった方が少なくない。ご興味のおありの会員の方は、是非まずこの協力弁護士名簿への登録をお願いしたい。

*** 協力弁護士名簿についての問い合わせ先**
秘書広報課 TEL.03-3581-2251

活動報告-1 刑事模擬裁判

法教育センター運営委員会副委員長

中嶋 靖史 (47期)



模擬裁判は、会派のボランティア的活動を含めると12年前から行なっている当委員会では歴史のある企画の一つである。中学生、高校生を対象にし、刑事裁判の裁判官、検察官、弁護人を実際に体験してもらい裁判制度や法律について少しでも知ってもらおうという企画である。毎年十数校の学校で実施しているが、昨年度の実施校は10校であった。そのうち中学校が3校、高校が7校である。ほとんどの学校はこの模擬裁判を特別授業という位置づけで行なっているようだが、中には同好会が文化祭の演し物としてやるケース、研修旅行の一部に組み込まれているケースもある。また、姉妹校で検察側と弁護側とに分かれ学校同士の対決という形を取るところもある。

当委員会が現在持っているシナリオは次の4つである。

- ① 電気店の倉庫に夜ガラスを割って侵入した被告人が、窃盗目的を有していたとされ住居侵入・窃盗未遂で起訴されたが、窃盗目的を否認している住居侵入・窃盗未遂事件
- ② スナックで偶然一緒になった客同士がカラオケを巡るトラブルから外でもみ合いとなり、被害者が転倒して死亡し傷害致死で起訴されたが、正当防衛を理由に無罪を主張している傷害致死事件
- ③ 東京駅のデパートのエレベーター内でバッグから財布が抜き取られ、しばらくした後近くで財布を持っていた被告人が窃盗犯人として起訴されたが、財布は拾ったものだといって犯人性を争っている東京駅窃盗事件
- ④ 池袋駅デパートの地下食料品売場で買い物中の被害者のバッグの中にあつた裸の1万円札1枚を盗んだとして、そばにいた被告人が窃盗犯人として

起訴されたが、被告人は盗んでいないし被害者が1万円を盗まれたかどうか曖昧であるとして無罪を主張している池袋デパート窃盗事件

また、現在裁判員裁判用のシナリオを新たに作成しているところである。

4つの事件すべてに共通するが、検察側の証人1名の証人尋問と被告人質問がこの模擬裁判の見せ場である。質問と答えの書いてある尋問事項書を生徒さんたちに渡してはいるが、あえて不完全なものにしてあり、ただそれを台本どおりに読むのでは足りないという作りにしてある。供述調書や他の客観的な証拠などをもとにいろいろな状況をイメージしながら足りない部分を補って初めて完成するというものにしてある。

弁護士会館に来てもらう学校もあるがほとんどはそれぞれの学校へ弁護士が出向いている。まず事前指導として学校へ行き、そこで模擬裁判のルールや争点及び裁判制度などの一般的なことを説明し、その後それぞれ担当ごとに分かれて個別に指導している。短い学校で1週間、長い学校だと1か月位の期間を空けてもう一度学校へ出向き本番に臨む。この間に生徒さんたちにはどのように尋問事項を補っていくかということを考えてもらう。最近は中学生・高校生の間でもメールが普及しており、担当弁護士にはメールで質問が来ることが多い。その中には我々も気が付かないような鋭い指摘をするものも数多くあり、毎回感心させられる。

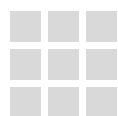
また、禁止されている尋問として誘導尋問、誤導尋問、意見を求める尋問などを教え、それらの尋問が出たときにはすかさず異議を出すようにと指導している。異議は間髪を入れず出さないと意味がないので、禁止されている尋問だと感じたら周りに相談

などしている暇はないから直ちに「異議あり！」と
 言って立ち上がれ、と生徒さんたちには指導してい
 る。中には机をたたいて「異議あり！」と威勢よく
 立ち上がる生徒さんなどもいて、本物さながらの白
 熱したやりとりが繰り広げられる。被告人や証人は
 学校の先生にやってもらうことが多く、反対尋問で
 先生をいじめることが生徒さんたちにとっては大き
 な快感になっているらしい。また先生もそれを楽し
 んでいるようである。この企画は既に12年ほど続い
 ており、模擬裁判を体験して弁護士を目指しました
 という卒業生が当委員会の門をたたいてくれること
 を心待ちにしている今日この頃である。



裁判官・検察官・弁護人役を生徒がリアルに演じている

体験談



生徒たちの好奇心一杯の瞳に出会い、 この職業に就きたかった理由を思い出す

法教育センター運営委員会委員

竹内 亜起 (57期)

八王子高校では、リーガルマインド研究会の生徒
 が、学園祭の行事として模擬裁判を行なっています。
 そのため、衣装も自分たちで準備するなど、とても
 手の込んだ模擬裁判でした。

当日は、あいにくの雨にもかかわらず、傍聴席は
 満席！ 私は自分の刑事事件でもこんなに傍聴人が
 いたことないな…と変なところで感心していました。

肝心の模擬裁判ですが、約1ヶ月間の準備を経て、

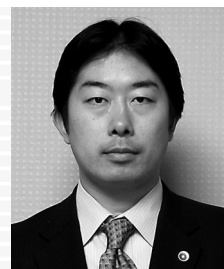
当初の不安はどこへやら。見事な模擬裁判でした。
 尋問内容の工夫や「異議あり！」など、本物の裁判以
 上に熱心な(?)公判が展開され、非常に盛り上がり
 ました。

模擬裁判では、生徒たちの好奇心一杯のきらきら
 した瞳に出会い、そのたびに私は、自分がこの職業
 に就きたかった理由を思い出して、また頑張ろうと
 思うのです。

活動報告-2 裁判傍聴会

法教育センター運営委員会副委員長

田中 秀幸 (54期)



法教育センター運営委員会は、年間を通じて、中学生、高校生、大学生、一般の方々を対象に裁判傍聴会を随時実施しており、また、夏期（ジュニアロースクール）及び冬期（冬休み裁判傍聴会）には中学生、高校生を対象に裁判傍聴会を実施している。裁判傍聴会は、模擬裁判、ルールづくりの授業の実践と並んで、当委員会の中心的活動（三本柱）の一つとなっている。当委員会がこのような裁判傍聴会を積極的に実施するねらいは、参加者に刑事裁判の傍聴を通じて、裁判を身近に感じてもらい、司法や法曹界に興味と関心をもってもらうことにある。

参加人数

裁判傍聴会には、2006年度は31団体707名、2007年度は19団体479名（11月15日申込分）の参加があった。裁判員制度の導入を間近に控え、学校現場において法教育に対する関心が高まっていることから裁判傍聴会のニーズは高まっている。社会見学や修学旅行での体験学習の一環として当委員会の裁判傍聴会が利用されるケースも増えており、今後も参加人数の増加が予想される。

裁判傍聴会の流れ

裁判傍聴会では、各グループ（10名前後）に引率担当の弁護士を1～2名割り当てる。引率担当弁護士は、裁判傍聴の申し込みがあるたびに、当委員会の委員及び「協力弁護士名簿」に登載された協力弁護士から決定している。

裁判傍聴会当日は、参加者には弁護士会に集合し

てもらい、弁護士会で30分ほど刑事裁判手続の流れや裁判傍聴の注意事項を説明した後、裁判所に移動して刑事裁判を傍聴する。その後、再び弁護士会に戻ってきて弁護士から事件についての解説を行なった後、質疑応答を行なう。質疑応答では、事件の概要、手続の意味にとどまらず、裁判や司法全般、弁護士の業務全般について話が及ぶこともあり、予定時間を過ぎてても質問が止まらないことも少なくない。

弁護士による引率、解説の意義

私自身の裁判傍聴デビューは大学2年の夏のことであった。「裁判法」の講義で民事裁判2件、刑事裁判2件を傍聴してレポートを提出するという課題が出されたためであったが、弁護士を志して法学部に入ったものの、それまで一度も裁判所に行ったことがなく、法廷に足を踏み入れるだけで異常に緊張した。「いったいどの法廷を傍聴したらよいか」と裁判所の1階受付で右往左往したこと、事件内容や手続の意味が全く理解できず、レポートの作成に大変苦労したことを記憶している。

このように私の裁判傍聴デビューの体験に照らしても、初心者が実のある裁判傍聴をするには以下の3つ壁がある。しかし、このような壁は、弁護士による引率、解説があれば、容易に乗り越えることができる。

第1の壁は「裁判所は遠い存在」というイメージの壁であるが、「弁護士が引率してくれるなら行ってみようか」と気軽に参加することができる。第2の壁は「どの法廷を傍聴したらよいかわからない」という法廷選択の壁であるが、裁判傍聴会では短時間で刑事裁判の流れを理解できるように原則として一回

結審の法廷を選択している。第3の壁は「事件内容や手続の意味が理解できない」という壁であるが、裁判傍聴会では事前に刑事手続の流れについて解説を受けた上で、最小限の予備知識をつけて法廷に臨むことができる。また、傍聴を終えた直後に事件内容や手続の意味内容についての解説と質疑応答が行なわれるため、疑問点をすぐに解消することができ、「消化不良」を起さずにすむ。

参加した生徒、学生からも、「裁判に対するイメージが変わった」、「事件や手続の流れがよくわかった」、「司法に対する興味が湧いた」、「弁護士の話を直接聞くことができてよかった」といった感想が寄せられており、裁判傍聴会は、参加者に、裁判や司法を身近に感じてもらうために非常に効果的な活動であることが確認できる。

引率担当弁護士のすすめ

裁判傍聴会は、引率する弁護士にとっても、他の弁護士の訴訟活動を客観的に見学する機会を得られる、生徒、学生とのやりとりを通じて「教える喜び」を感じることができる、一般の方々との質疑応答を通じて、一般の方々の司法に対するイメージや意見を肌で感じ取って今後の業務に活かすことができるなど、得るところが大きい。

その反面、引率を担当する弁護士には特別な事前準備の必要もなく、司法修習を終えたばかりの新人弁護士でもすぐに対応が可能であり、「プロボノ活動の入り口」として最適である。本稿をお読みいただいた若手会員の皆様には、ぜひ、裁判傍聴会の活動に積極的に参加していただきたい。



2007年度夏休みジュニアロースクール



高校生裁判傍聴会

活動報告-3 ルールづくりPT

法教育センター運営委員会副委員長

白井 裕子 (38期)



「ルールづくり」とは

「ルールづくり」は法教育研究会や日弁連「市民のための法教育委員会」の活動から生まれたものであり、2006年度から当委員会の活動の柱の一つとなったものである。

2006度は、品川区立荏原第一中学校の中学3年生4クラスを対象に、当委員会の弁護士が教師役となり、ルールづくりの授業を2日間（合計3時間）行ない、教師と懇談した。

今年度は、夏休みに新宿区の教員を生徒役にして模擬授業を行ない、その後、新宿区立牛込第三中学校の中学2年生3クラスを対象に、やはり弁護士が教師役となり1日（2時間）法教育授業を行ない、教師との意見交換会を行なった。

牛込第三中学校で使用した教材は、当委員会の「ルールづくりPT」が約6か月間月1回程度集まって作成したオリジナルである。

実践例

(1) まず、生徒たちに以下のような「町のトラブル」を提起する。

〇〇町の駅から離れた住宅地のそばに24時間営業のショッピングセンター「クレオ」ができました。ありとあらゆる品物を扱っているのが大変繁盛しています。遠くから車で来て多くの人たちが利用しています。しかし、次のような問題が出てきました。

- ① 深夜でも車の音や買い物客の声が住宅地に届いてうるさい。
- ② 特に休日の昼間は周辺に車の渋滞が発生している。

- ③ 中高生が深夜まで利用し、たまり場になっている。
- ④ ひったくりや万引きなどの犯罪が増えた。
- ⑤ 店の周辺にごみが散らかるようになった。

(2) そのトラブルについて①騒音問題、②渋滞問題、③中学生の深夜利用、④治安の悪化、⑤ごみ問題についてどうすればよいか問題を与える。

(3) 生徒5人が1班となり、それぞれ生徒が利害関係のある5人の人物になりきって、それぞれの立場から意見を述べ、最終的にその班で解決するためのルールをつくってもらい、最後に弁護士が講評を行なうというロールプレイング方式の授業をする。

(4) 授業の後、ルールづくりを通して中学生に体得してもらいたい点について以下のような「自己診断表」に記入してもらう。

Q1	自分の意見をまとめることができましたか？	○ △ ×
Q2	自分の意見の中で、優先順位を考えて自分の最も主張したいことを選ぶことができましたか？	○ △ ×
Q3	グループ討論を通じて、自分の主張したいことを主張することができましたか？	○ △ ×
Q4	地域（社会）には、それぞれの立場（職業、家庭環境等）により、それぞれ意見が異なる人が生活していることがわかりましたか？	○ △ ×
Q5	それぞれの立場の人の主張を理解することができましたか？	○ △ ×
Q6	それぞれ違った立場の人と生活していくためには、お互いの立場や主張を理解し、その意見を尊重したうえで話し合うことが大事なことがわかりましたか？	○ △ ×
Q7	みんながルールを守るためには、みんなが納得できるよう十分に話し合うことが大事だとわかりましたか？	○ △ ×
Q8	Q1～Q7までの過程（流れ）が「民主主義」と言われるものであることがわかりましたか？	○ △ ×

「ルールづくり」の目指す方向

「ルールづくり」は、ロールプレイング方式により意見が言いやすい場面を設定することで、「みんなが自分らしく生きること（自己実現）ができる自由で公正な民主主義社会の実現のためには、統治の客体ではなく主体としての意識をもつ市民を育成しよう」という法教育の目的にそって行なわれているものである。

その目的実現のためには、学校現場で生徒の成長段階に応じた法教育が実践されることが最良であり、弁護士が全ての学校に行くことが物理的に難しい以上、最終的には教員が教師となって法教育を行なってもらおうことを目指している。現在は、その前段階

として、弁護士が教師役として模擬授業を行ない、教員と意見交換を行ない一緒に教材づくりや法教育のあり方を考えていく必要があり、当委員会は現在その実践活動に取り組んでいるところである。



牛込第三中学校での「ルールづくり」の模様

体験談

「ルールづくり」授業に参加して 新たな課題を発見、充実した体験に

法教育センター運営委員会委員
新美 裕司（58期）

2007年11月27日、新宿区立牛込第三中学校の2年生を対象にした法教育としての「ルールづくり」授業に参加しました。ここで使用した教材は、私もメンバーに入っている当委員会のルールづくりPTが新たに作成したものだったので、教材としてうまく機能するのかという点も楽しみでした。結果としては、生徒たちの間で議論も活発に行なわれ、生徒たちがそれぞれの役の立場で真剣に考えて独自のルールを

作ることができたので、まずまずの成功を収めたと思います。見学にいらした中学校の先生方からも、生徒たちが本当に生き生きとしていたとの感想をいただきました。実際にルールづくりの授業に参加したことで、今後「ルールづくり」をどのように法教育に活かしていくべきなのか等検討していかなければならない点も発見することができ、大変充実した体験となりました。

4 活動報告-4 「小学五年生」PT

法教育センター運営委員会副委員長

崔 宗樹 (55期)



企画のきっかけ

現在、「小学五年生」PTでは、小学館が発行している雑誌「小学五年生」の編集部とのコラボレーション企画として、小学5年生、6年生の高学年を対象とした模擬裁判のシナリオを完成させ、今年度内に東京都内ないし近郊の小学校を訪問し、現小学5年生に模擬裁判を体験してもらえるよう準備を進めている。

このコラボ企画は、現在、「小学五年生」で連載されている「出張編集部です!」のコーナーでの掲載を予定している。このコーナーでは、「小学五年生」の編集部員が小学校を訪問して、その学校の小学5年生と一緒にスキーのジャンプや竹細工など毎号様々な体験をして、それが記事となる。

1年ほど前に、「小学五年生」編集部の齋藤慎氏から、「このコーナーで一緒に何かできないかな」という話があり、何度か話をしているうちに、「一緒に何かやってみようか」、「よし、やろうよ」という調子でコラボ企画を進めることになった。

当委員会のフットワーク

当委員会では、裁判傍聴で小学生を引率することはあっても、模擬裁判では中高生を対象としているため、以前から、小学生と一緒に裁判や法律について考えることができるプログラムが必要なのではないかと考えられていた。

そこで、「小学五年生」とのコラボ企画を委員会に諮った。当委員会は、他の委員会に比べ期の若い委員が多く、フットワークも軽いため、即決で「小学五年生」PTを立ち上げ、準備を進めることになった。

早速、当委員会の中で、PTのメンバーを募ったと

ころ、30期代から59期までの幅広い委員が集まった。この委員が月に1回くらいのペースで集まり、齋藤氏と打ち合わせを重ねてきた。

企画の内容

ただ、実際に企画をすると、生徒たちの前で委員が模擬裁判をやるだけではわかりにくく、生徒たちも興味がわからないのではないかなど、どうすれば生徒たちが興味を持って参加してくれるような企画にできるのかについて、何度も議論を重ねた。

その結果、「小学五年生」との企画ということもあり、毎号連載されている「名探偵コナン」という漫画の中で起こった事件を題材とすることになった。漫画の主人公の少年コナンが謎を解いた事件を生徒たちに読んでもらい、その事件がどのように処理されていくのか、犯人の処分はどのように決められていくのかを生徒たちと委員と一緒に考えられる企画にすることを重視した。

そこで、法曹三者と被告人の役は当委員会の委員が務めることにし、小学5年生には、紙芝居風にイラストを用いながら、刑事訴訟における弁護士、検察官、裁判官のそれぞれの役割を説明した上で、弁護士チーム、検察官チーム、裁判官チームのいずれか興味を持ったチームに参加してもらい、各チーム担当の委員と一緒に事件の問題点を考えたり、被告人質問の準備をしたりしながら、弁護士の仕事や裁判一般についても身近に話し合う機会を設けることにした。被告人質問では、基本的に当委員会の委員が生徒の意見を集約し、これを尋問に反映させることにしたが、興味がある生徒には、弁護士役として尋問をしてもらうなど、直接模擬裁判に参加してもらうことも期待している。

雑感

齋藤氏との話からここまで企画の準備が進められたのも、当委員会がこれまで積極的に学校を訪問し、中高生と接するフィールドワークを大切にしてきた素地があったからではないかと思う。

「小学五年生」PTのメンバーは、多数の小学校を訪問し、最近の小学生と接する機会の多い齋藤氏の貴重な意見を参考にしながら、生徒のみなさんが弁護士の仕事や法律・裁判などに興味をもってくれる機会を提供できるよう、まずは第1回目の小学校訪問が近日中に実現することを楽しみにしている。



「小学五年生」PTの打ち合わせ風景

雑誌「小学五年生」
(小学館 発行)



体験談

これまでの「小学五年生」PTを振り返って

法教育センターに参加して数ヶ月、委員としてそれなりの活動をしなればと思い、部会（PT）に参加した。「小学五年生」PTを選んだのは、発足して間もないPTであれば少しは自分の存在を出せるのではと考えたからだった。

その思い通り、2回目のPT参加で、小さいながらも宿題が与えられ、「参加している」という実感を抱

くことができ、居心地は良かった。幽霊委員となることもなかったであろうと思う。

打ち合わせを行なう中では、かつて小学生塾講師であった経験を重ね合わせ、あの子たちが裁判を基にした教材に興味を抱くのか、そもそも無事に全行程を終了できるのか、とさまざまな不安が募るが、まずは、記念すべき第1回を楽しみにしている。

法教育センター運営委員会委員

川口 昭彦（59期）